



## “みんなで支える育休”へ

# 育休応援手当制度を創設

この度本市では、職員の育休取得促進、業務遂行意欲の向上を目的として、育休中の職員の業務を受け持つ職員（応援職員）に勤勉手当を上乗せして支給する育休応援手当制度を創設しましたので、お知らせします。

これにより、職員の育休取得を促進するとともに、育休職員の業務を受け持つ職員の事務負担の不公平感を緩和し、業務遂行意欲の向上を目指します。

### 開始時期

令和8年4月から制度を開始し、令和8年6月の勤勉手当から支給を開始

### 対象者

育児休業（産前休暇および産後休暇を含む）中の職員の業務を受け持つ職員

### 手当の額

育休中職員1人あたり1月につき勤勉手当の成績率に0.05を加算（給与月額300,000円の場合の加算額は15,000円）

※応援職員は、育休中職員1人につき複数名指名することも可

### 【問い合わせ先】

〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号 総務部 職員課

担当：内山

電話：048-775-5112 FAX：048-775-9819 Mail：s105000@city.ageo.lg.jp